

議案第28号

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよう
に定めるものとする。

令和5年9月4日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、コンビニエンスストア等における印鑑登録証明書の
の交付サービスを開始すること等に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

愛西市印鑑の登録及び証明に関する条例(平成17年愛西市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第10条の次に次の1条を加える。

(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付の申請)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は移動端末設備(同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備であって、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用して、多機能端末機(本市の電子情報処理組織と電気通信回線により接続された端末機であって、印鑑登録証明書を発行する機能を有するものをいう。)に必要な操作を自ら行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

第11条第1項中「その他の事項(登録番号、登録年月日及び男女の別を除く。)」を削り、「する。」を「するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)
- (2) 出生年月日
- (3) 住所
- (4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載

がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名のカタカナ表記

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条の次に1条を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。